

平成27年度第1回利根町総合教育会議 議事録

平成27年7月24日 午前10時00分開会

1. 出席委員

| | |
|----------|-------|
| 町長 | 遠山務君 |
| 教育長 | 杉山英彦君 |
| 教育長職務代理者 | 武谷昭子君 |
| 委員 | 木村矩男君 |
| 委員 | 佐藤忠信君 |

1. 欠席委員

なし

1. 出席事務局職員

| | |
|----------|-------|
| 総務課長 | 高野光司君 |
| 学校教育課長 | 岩戸友広君 |
| 企画財政課長補佐 | 飯塚良一君 |
| 総務課長補佐 | 大塚達治君 |
| 学校教育課長補佐 | 坂上雅弘君 |
| 学校教育課係長 | 布袋哲朗君 |

1. 協議事項

利根町総合教育会議設置要綱（案）について
今後のスケジュールについて

午前10時00分開会

○学校教育課長（岩戸友広君） それでは、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございました。

ただいまより、平成27年度第1回利根町総合教育会議を開催したいと思います。

はじめに、遠山町長よりごあいさつをお願いいたします。

○町長（遠山務君） 皆さん、おはようございます。きょうは総合教育会議ということで、皆さんに関しましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして有難うございます。常日頃より皆さんにおかれましては、子ども達の健全育成ということでご尽力をいただいておりますこと、この場をおかりして心より御礼申し上げます。この総合教育会議ですけれども、つくる一番のきっかけになったのは大津市のいじめ問題が一番のきっかけになったということです。いじめというのは誰がみても明らかないじめといういじめもありますし、また、見る目によっては人によってはいじめじゃない、同じ問題を語ってもその違う人によっては、それはいじめだよと非常に基準が難しいところがありまして、杉山教育長をはじ

め教育委員の皆さまとそういうことがあった場合には、協議しながら対応していきたいと思っております。杉山教育長、今年の4月1日から新法での教育長ということになりまして、4月からは教育委員長はいなくて兼務ということでございますけれども、教育委員の皆さまと今後も行政と連携して子ども達の健全育成に邁進してまいりたいと思っております。

この間、共同通信社で総合教育会議の立ち上げについて首長にアンケートがきまして、その中でどういふスタンスで首長は対応していくのかとういことでございますが、行政は行政、教育委員会は教育委員会として対応することはもちろんですけれども、今までどおり基本的には教育委員会の意見を尊重したい。いじめ問題ばかりではなく何か問題が起きたときには、行政と教育委員会と連携をとって対応するというようなアンケートをだしたわけですが、今後もそういう姿勢で教育には携わっていききたいとこのように考えておりますのでご協力のほどよろしくお願いをいたします。

これは、話は別なんですけれども、教育委員会生涯学習課で町制60周年の記念事業としてお宝鑑定団がございます。最初23点くらいしか集まらなかったんですけれども、今の状況では90点近く集まりまして、8月20日締め切りなんですけれどもそれまでには100点をゆうに超えるのではないかと考えております。10月25日の収録なんですけれども、町内町外から参加希望がありまして、今600名の参加希望があるということで最終的には抽選にならざるを得ないのかなと思っております。ちょっと話がそれましたけれども、そういう状況でございますので、今後とも教育委員会の皆さまには、子ども達の健全育成にご尽力をいただきますことを心よりお願い申し上げましてあいさつとさせていただきます。

○学校教育課長（岩戸友広君） ありがとうございます。それでは、早速、議題に入りたいと思えます。本日は、第1回目の総合教育会議ということですので、また要綱（案）のために議事進行につきましては、事務局で進めさせていただきます。

それでは、利根町総合教育会議設置要綱（案）について、説明させていただきます。申し訳ございません。座らせていただきます。

利根町総合教育会議設置要綱（案）第1条の目的でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき町長と教育委員会が円滑に意思疎通を図るための組織として利根町総合教育会議を設置するものでございます。

第2条の所掌事務でございますが、1つめが利根町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定、2つめが利根町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るための重点的に講ずべき措置、3つ目が児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置で、この3点に関し協議及び事務の調整等を行うものでございます。

第4条の招集でございますが、会議は、町長が招集し、町長が会議の議長となるものでございます。

第5条の会議の通知及び告示でございますが、第7条で、会議は原則公開となっておりますので、開会日の3日前までに告示し周知することとしております。

第8条の議事録でございますが、会議は原則公開としておりますので、議事録を作成し、公表するこ

ととしております。

第10条の傍聴でございますが、会議は原則公開としておりますので、傍聴の定員を10名と定めております。ただし、開催する会議室の大きさにより、特例を設けております。

第11条の庶務につきましては、事務局を学校教育課に置くものとしております。

第12条の委任につきましては、この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、町長が総合教育会議に諮り、別に定めることとしております。

以上でございます。

ただいまご説明いたしました要綱（案）につきまして、何かご意見等ございますでしょうか。

○教育委員（佐藤忠信君） よろしいでしょうか。この総合教育会議設置要綱とあるんですが、私もネット等で調べてみましたところ、会議設置要綱と会議運営要綱とありまして、県のほうは運営要綱となっていて、内容はほぼ一緒のような形でなにか文言の統一とかは特にはないんですか。

○学校教育課係長（布袋哲朗君） 法律のほうでは、参考資料の法律の抜粋をみていただきますと、裏面の第1条の4第9項のほうに、前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定めるということで、この規定に基づき運営要綱となっているところもあります。利根町にこの法律ができたということで総合教育会議を設置しているわけではないので、設置要綱ということと2種類あります。利根町のほうでは総合教育会議を設置するということをメインに押したいということで設置要綱としております。

○教育委員（佐藤忠信君） どちらにしろ運営のための要綱ということですね。わかりました。

○教育委員（木村矩男君） これ一番大事なのは第2条なんですよ。こういったことを取り扱うのは。

○教育委員（佐藤忠信君） 地方行政の法律の総合教育会議に基づいてのことだと思うんですよ。

○学校教育課係長（布袋哲朗君） 地方教育行政の法律に規定されている内容に準じてつくっておりますので、その他運営に関する規定を若干入れて法律にのっていない部分も含めた要綱としております。

○教育委員（佐藤忠信君） 教育委員会が携わるところが体育とかスポーツとか入っていると思うんですが、特にここに謳っていないけれどもそういうところまでも考えるような会議なんですか。

○学校教育課係長（布袋哲朗君） 第2条のところに教育、学術及び文化の振興と規定されていますので、この中にすべて教育委員会が所管する部分が含まれると解釈していただければと思います。

○教育委員（佐藤忠信君） わかりました。

○町長（遠山務君） さっき話したように第2条の(3)これが一番で、こういうことがもしあった場合は、招集権は町長にありますので、総合教育会議を招集して行政と一体となって対応しなさいよというのが最大の目的だと思います。(1)と(2)は当たり前のことですから。

○教育委員（佐藤忠信君） そうですね。委員会でやっているようなことですから。

○町長（遠山務君） 今までは、問題が起きると教育委員会で対処していた部分がほとんどなんですが、第2条の(3)については、行政が主体となって教育委員会と連携してということなんですね。

○教育委員（佐藤忠信君） その大津市の事件以来、これだけ世の中に報道されていじめ問題とか子ど

もの被害とかがクローズアップされているにも関わらずいまだに変わらないという現状があると思いますので、そういうのはまず未然に防ぐ、この間の事件もノートにそういう兆候がでてたりしていたと思うんですね。そういうところを見逃さないとか、どうしても起こることだと思いますので、先ほど町長が言われたように、こっちで言った方は意図してなくても、受けた側はそう感じてしまう場合もありますので、そういうときにどう迅速に対処するかというところが大きなところだと思うんですね。

○町長（遠山務君） そういうことがわかったときは、もう迅速に対応して、その後、事が大きくならないことが一番大切ですね。

○教育委員（武谷昭子君） 7条の会議を公開するとありますが、一般の方に無差別に公開でしょうか。10名ほどの公開ですか。

○学校教育課係長（布袋哲朗君） はい。基本的には公開です。

○教育委員（武谷昭子君） 意外と議題が外に漏れちゃいけないことが多いと思いますので、無差別というのちょっと口ではお約束できてもついて言うのもあるんじゃないかと心配いたします。

○学校教育課係長（布袋哲朗君） 個人情報とかそういうものについては非公開です。公開できるものであれば公開するということになります。非公開の議題になれば、すべて出て行ってまいりますので。

○教育委員（武谷昭子君） 信じて話しましたものが逆にね……。今のいじめもそうですけど忘れたときに、またそういうことが戻ってきますので、慎重にしていきたいと思います。失礼致しました。以上です。

○教育委員（佐藤忠信君） よそのホームページを見ると、この会議を開くので傍聴されたい方はということでホームページに行政のほうで載せたりしているのですが、そういうことは考えているんでしょうか。特にそこまでは……。

○学校教育課係長（布袋哲朗君） 一応、教育委員会のほうもですね、ホームページに載せていないんですね。教育委員会の開催のほうは、教育委員さんに通知をして終わりという形なので、今回、総合教育会議ということで、公表しないのもどうかなということで、3日前までに掲示板に告示をして公表するという形をとっています。これがまた進んでですね、ホームページ等になれば、またその時に検討させていただきたいと思います。

○教育委員（佐藤忠信君） 公共の目に触れるところであれば、まあ、一応いいと思います。

○教育委員（武谷昭子君） はい。わかりました。

○教育委員（木村矩男君） 7条の文言だけど、「原則」って入れたほうがいいんですかね。これみると「原則」って入ってるんだよね。

○学校教育課係長（布袋哲朗君） 法律のほうも「原則」という文言が入っていないので、同じようにしております。

○教育委員（木村矩男君） これはどこでつくったんだろう。「原則」って入っているけど。

○学校教育課係長（布袋哲朗君） パンフレットのほうは、あくまでもわかりやすいように「原則公開ですよ」ということで文言が入っておりますが、法律のほうは入っていないので、それにならって要綱のほうをつくっております。

○教育委員（木村矩男君） 法律の抜粋のほうの第1の4は(1)と(2)ぐらいなんですか。その他(3)とか(4)とかあるんですか。

○学校教育課係長（布袋哲朗君） 法律のほうは(1)と(2)で設置要綱の大綱のほうは第1条の3になります。

○教育委員（木村矩男君） 大綱のほうはいいんですが、このほか教育に関しての文言は入っていないんですか。(1)と(2)だけですか。

○学校教育課係長（布袋哲朗君） そうですね。会議をする内容は(1)と(2)だけですね。要綱のほうはそれにプラスして、第1条の3の大綱を加えて3つの形にしています。

○教育委員（佐藤忠信君） 結構、県なんかの要綱は、なんかざっくりした感じでここまで細かくないんですよ。結構細かくつくったんだなと思って。

○学校教育課係長（布袋哲朗君） つくり方なんですけれども、設置要綱という形になると、基本的に法律に基づいた設置の部分をダブってつくるんですね。先ほど言った運営要綱というのは、基本的に法律に基づいてやるので法律にのっかてないことを運営要綱ということでだすんで、ちょっとしかでない形が多いのかなと思います。利根町のほうは利根町に総合教育会議を置くことを大前提に表に出したいということで設置要綱としております。

○教育委員（木村矩男君） まあ全12条で不足がなければ、いいんじゃないんでしょうかね。

○学校教育課長（岩戸友広君） そのほか何かございますか。なければ、ご承認ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（岩戸友広君） それでは、(案)を削除願いまして、今後、会議の運営につきましては、この要綱に基づき行っていきます。

次の議題に入りたいと思います。

ただいまご承認いただきました要綱第4条の規定により、町長が議長となりますので、会議の進行をお願いしたいと思います。

○町長（遠山務君） それでは、要綱に基づき議長を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

今後のスケジュールにつきまして、事務局に説明をお願いします。

○学校教育課長（岩戸友広君） はい。それでは、今後のスケジュールについてご説明いたします。

今後のスケジュールについてA4の縦版でございます。6月から随時までの利根町総合教育会議と茨城県教育に関する大綱策定スケジュールを表にまとめております。

大綱の策定につきましては、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされておりますことから、町といたしまして県の教育に関する大綱について参考としたいため、このようなスケジュールをつくっております。

12月に予定する第2回の総合教育会議では、利根町の教育の現状や大綱の策定について協議を行います。

して、2月に予定する第3回の総合教育会議において、県の教育に関する大綱も参考にし、利根町の教育に関する大綱（案）について協議しまして決定できればと考えております。

随時に開催されます総合教育会議では、教育に関する重要施策の方向性や児童生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずるべき措置について協議を行います。

簡単ですが、今後のスケジュールにつきましては、以上でございます。

○町長（遠山務君） 今スケジュールについて説明をいただいたわけですが、このことについて何かご意見等ございましたらお願いいたします。

何かスケジュールについてご意見等ありますか。

○教育委員（木村矩男君） いいんじゃないんですかね。県のほうを参考にするということだね。

○町長（遠山務君） それでは、今、事務局から説明があったとおり、今後のスケジュールについては、原案のスケジュールどおりに進めさせていただきます。

以上で議題のほうは終了いたしますが、せっかくの機会ですので何かございますか。

特にご意見等ないようでしたら、第1回利根町総合教育会議を閉会いたします。

午前10時35分閉会